

知事記者会見の概要

日 時：令和元年9月3日(火) 10:00～10:31

場 所：記者会見室

出席者：知事、総務部長、秘書課長、広報広聴推進課長

出席記者：15名、テレビカメラ5台

1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、代表・フリー質問に知事等が答えて閉会した。

2 質疑応答の項目

代表質問

- (1) 河北病院医師派遣問題の結果の受け止めと今後の対応について

フリー質問

- (1) 代表質問に関連して
- (2) 「イージス・アショア」の配備に係る再調査について
- (3) 次期知事選への対応について
- (4) JA庄内みどりと係争中の原告団等からの指導の要望について

<幹事社：山新・時事・SAY>

☆報告事項

知事

皆さんおはようございます。ようやく秋めいてまいりました。9月は「山形県防災基本条例」で定める「山形県防災月間」であります。これに合わせて、県では、防災力の向上に向けて、さまざまな取組みを進めております。

まず、8月31日でしたけれども、県と山形市が合同で約1,700名が参加して「総合防災訓練」を霞城公園を主会場に実施したところです。

9月10日には、一般県民を対象にした「山形県防災フォーラム」を山形市の山形国際交流プラザ、山形ビッグウィングですね、そこで開催いたします。

今回は、NHK山形放送局の夕方の番組でご活躍されている、気象予報士で防災士の資格もお持ちの福島アダムさんを講師にお迎えして、気象と災害に関する講話をいただきます。入場は無料となっておりますので、多くの方にご来場いただきたいと思いますと考えております。

また、防災教育として、これまでも県内各地で出前講座を開催しておりますが、9月15日の「日本一の芋煮会フェスティバル」の会場において、親子で学ぶ防災教室を開催しますほか、市民大学講座や民生児童委員と連携した研修会、県庁1階「ジョンダナホール」での防災展などを実施し、地域の災害リスクや避難、家庭での備蓄等について理解を深めていただく予定です。9月から10月にかけて、県内の各市町村などで防災訓練が多く行われます。“訓練は最大の防御”でありますので、県民の皆さんには積極的にご参加をお願いいたします。

この防災月間を契機に、「自分の事は自分で守る」、「自分が住んでいる地域の安全は自分たちで守る」という、「自助」「共助」の意識のもと、地域における防災への取組みをよろしく願います。

次はトップセールスの報告です。8月25日から29日までの5日間、タイ王国バンコク都を訪問し、東北観光推進機構主催「バンコクトップセールス事業」に参加してまいりました。

東北観光推進機構が主催する海外でのトップセールス事業は、これまで台湾、香港、中国大連市で実施されており、今回は4回目となります。

前3回は東アジアを訪問しました。それで今回は東南アジアからの誘客拡大を目的に、ASEANの中でも周辺の国々に大きな影響力を持つタイでトップセールスを行うこととしたものです。

インバウンドの拡大に向け、東北各県、新潟県などとともに参加し、タイ王国の観光・スポーツ省の副大臣や、タイ国政府観光庁の幹部、また現地の航空会社、旅行会社等に対し、東北の魅力ある観光資源をPRするとともに、東北への送客拡大に向けた働きかけなどを行ってまいりました。

今回のように東北一体となった誘客プロモーションは、東北とタイの双方向の交流拡大

に向け大変意義のある取組みになったと考えております。

また本県単独でも、観光関係者とともに現地旅行会社を訪問し、10月末に運航が再開されるバンコクー仙台便を活用して、本県及び東北を周遊する旅行商品の造成が決定したところであります。

更にはタイのスキー・スノーボード協会の会長とも面談する機会を得ましたので、蔵王や月山など、本県のスキー場についてPRするとともに、本県での合宿実施についても働きかけを行い、今後、関係者の現地視察などについて、調整を図ることといたしました。

このほか、バンコク山形県人会の方々及び現地の観光関係者7名を、新たに「やまがた特命観光・つや姫大使」に委嘱し、今後さまざまな場面で幅広く本県のPRを行っていただくことにしました。

またジェットロ・バンコク事務所及び現地企業、製造業でしたけれども、そういった所を訪問し、現地の産業に関する最新情勢や県内企業との取引状況などについて、情報収集と意見交換を行ってまいりました。

この度の訪問を通して、さまざまな分野の方々との関係強化が図られましたので、今回得た情報を活かし、しっかりとPRを図りながら山形県とタイとのつながりを一層深め、相互交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

それでは、恒例となりましたイベントや祭りのご紹介です。

9月7日から8日まで、舟形町のアユパークふながたで「第39回ふながた若鮎まつり」が開催されます。鮎の塩焼きや田楽、鮎ご飯などで鮎を満喫できるほか、子ども鮎つかみどり体験や歌謡ショーなどが開催され、ご家族で楽しめる内容となっております。

また9月8日には、鶴岡市の鶴岡公園緑地で「第43回月山ワインまつり」が行われます。鶴岡市朝日地域の特産品である山ぶどうで作る「月山ワイン」赤、白、ロゼと山ぶどうジュースが用意され、樽から直接注がれる美味しいワインを思う存分味わうことができます。

それから9月15日に山形市の馬見ヶ崎川の河川敷で「第31回日本一の芋煮会フェスティバル」が開催されます。「8時間で最も多く提供されたスープ」として、昨年、ギネス世界記録に認定されました。地元の里芋や牛肉、こんにゃく、ねぎなど地産地消にこだわった食材を使い、直径6.5メートルの大鍋「三代目鍋太郎」で、3万5千食分の芋煮が提供されます。

県民の皆様も、ぜひ、お出かけいただければと思います。私からは以上です。

☆代表質問

記者

山形新聞の小関と申します。よろしく申し上げます。河北病院に関して2点ご質問したいと思っております。今月から小児科と眼科が規模を縮小して継続になりましたけれども、皮膚科が休診となりました。まずはこの結果についてどう受け止めていらっしゃるかをお聞き

したいと思います。

もう 1 点は、一連の経過の中で、山形大医学部側と県との双方の意思疎通不足というかコミュニケーション不足を指摘される声がありました。今後、地域医療を確立する中で両者の関係は非常に大事だと思いますけれども、どういうふうに構築されていくのか、併せてお伺いしたいと思います。

知事

はい。県立河北病院でございますけれども、小児科と眼科については、これまでよりも診療日が少なくなることになりましたが、山形大学医学部から小児科と眼科の非常勤医師の派遣を受けられることとなりました。また県立病院間の応援としまして、県立中央病院から小児科医を派遣することにより、9 月以降の診療体制が確保できましたことに、まずはほっとしております。

また一方で、医師の派遣が困難とされた皮膚科や小児科の心臓外来と成長・発達外来につきましては、休診にせざるを得なくなりました。通院患者さんやご利用いただいている地域の皆さんにはご不便をおかけすることになりますが、引き続き診療が必要な患者さんにつきましては、河北病院において、他の医療機関を紹介するなど治療に支障が生じないように対応したと聞いております。

次に、県と山形大学医学部との連携についてであります。これまでも医療提供体制を確保する観点から、さまざまな連携を行ってきたところです。特に、山形大学医学部と協定を締結した「山形方式・医师生涯サポートプログラム」というのがあるのですが、これは県の医師確保対策の中核をなす事業であります。そのほかにも、医師の皆さんが臨床研修や専門研修を山形大学医学部で行い、診療技術の研鑽を積み、個人のキャリアアップを行っているなど、県民の健康といのちを守るという意味でも、山形大学医学部は大変重要な役割を有しており、本県地域医療の確保・充実に多大な貢献をいただいていると考えております。

また今年の 7 月に医療法が改正され、都道府県が、より実効的な地域の医療提供体制を確保できるよう知事の権限が強化されたところですが、その一つに関係者間の連携・協議の場として、県や大学、医師会、地域の中核病院、住民代表などで構成される「地域医療対策協議会」の設置が盛り込まれたところです。

厚生労働省の指針におきましても、県、大学、医師会、地域の中核病院等との連携が重要であるとされておりますので、県としましては、地域医療対策協議会において、引き続き、山形大学医学部をはじめ、県内医療界などの関係者の皆様方と連携を図り、県民が安心して暮らせるよう地域の医療提供体制を確保してまいりたいと考えております。

記者

ありがとうございます。1 点だけなのですが、その地域医療対策協議会と山形大医

学部に関わりのある蔵王協議会とのいわゆる役割分担と言ったらいいのでしょうか、その役目の違いについて少し教えていただければ助かるのですが。

知事

はい。蔵王協議会というのはですね、山形大学医学部と、この同大から医師の派遣を受けようとする関連病院などで構成されている組織であります。一方、山形県の地域医療対策協議会はですね、そのメンバーを見ますと、県と山形大学、県医師会をはじめ県内の主要医療機関など県の医療関係者を網羅しております。それに加えて隣接 4 県の大学医学部長や県内 35 市町村の代表である市長会長・町村会長も参加しております、県が県全体を俯瞰しながら地域の実情に応じた医師確保対策などの具体的な施策を実施していくにあたり、幅広く関係者の意見をいただくものと考えております。

県の地域医療対策協議会というのは、法律に基づく法定協議会だというのが、やはり一番の違いというか、そういうことになるかと思っております。

記者

ありがとうございました。

☆フリー質問

記者

NHK の新藤です。よろしくお願ひします。

先ほどの河北病院の件でお伺ひしたいのですが、まずは、皮膚科がですね、休診となったことについての知事の思い、受け止めというところと、あとは皮膚科のほうがですね、今後県として再開に向けて、どんな努力をしていくおつもりなのかというところとですね、あと今回の意思疎通不足というような話もあったのですが、なぜこのような事態が起きてしまったのか、その原因についてどのようにお考えなのかというところをお聞かせください。

知事

そうですね。まず、前段の皮膚科が 9 月から診療を休診せざるを得なくなったということにつきましては、大変患者さんたち、ご利用いただいている地域の皆さんにご不便をおかけすることになったかなと思っております。

ですが、河北病院において他の医療機関を紹介するなど、治療に支障が生じないように対応されたのではないかなと思っております。

そうですね、9 月から休診せざるを得なくなったというのは、年度の途中でありますし、そのところが大変年度の途中でというのは、なかなかどういう体制になるのか、事前にですね、広くお知らせすることができなかったのではないかと、いろいろと検証しなけ

ればいけないなどは思っております。

今後どうするかというようなことでありますけれども、病院事業局の話もちよっと聞いていきたいというふうに思っています。

それから連携とか意思疎通というようなことについてのお話がありましたけれども、そうですね、先ほど申し上げたように、「山形方式・医師生涯サポートプログラム」といったようなことで、山形大学医学部と県はしっかりと連携をしてきたというふうに思っておりますけれども、今回の県立河北病院の経営健全化計画案というものをですね、考えてそれをご説明したというふうに聞いているところでもありますけれども、そのところはどうかというふうに意思疎通という言葉になるのかわからないのですけれども、しっかりと検証をするべきだろうというふうに思っております。

そして、やっぱりこれからのことが最も大事でありますので、新しい医療法の改正もございまして、これまで以上にしっかりと連携をしていかなければならないのではないかと、いうふうに私は考えております。

記者

皮膚科の再開に向けては、具体的に病院事業局の話を知りたいというのは、どういう意味合いなのですかね。再開に向けて医師の確保をしていかななくてはならないという中で検討していきたいということなのか、どういったお考えなのかお伺いできればと思うのですが。

知事

はい。県立病院、4つございまして、そこをやはり所管しているのが病院事業局でありますので、病院事業局の考えを知りたいというふうに思っております。

記者

知事としては、どういうスタンスで考えていらっしゃるかということをお伺いしたいのですが。要するに再開に向けての努力をするのかしないのかというところで知事のスタンスとしてはどういった今、お考えなのかと。

知事

そうですね。8月末で皮膚科の、これまでいらしてくださった医師がですね、いらっやなくなるといようなことをお聞きして、9月からは休診せざるを得なくなるといようなことに対しては非常に住民の皆さんに申し訳ないし、残念だなという思いを持っております。それで、それは今の気持ちなのですから、まず、それを回避しようということで、病院事業局としてですね、山大医学部のほうに医師の派遣継続を何回も求めたということがございますので、それでも、それが休診せざるを得ない状況に至ったということ

ありますので、そのことについては大変残念でありますし、住民の皆さんに申し訳ないという思いがあります。

これからということでもありますけれども、これからというと、医師派遣ということについての問題になるかと思いますので、病院事業局のほうからしっかりと話を聞いていきたいというふうに思います。

記者

わかりました。その辺については明確なものはないと。あとすいません、1点だけ。病院、医学部との連携なのですが、具体的にこういうことをして改善していくとかですね、ボタンの掛け違い的なことがあったのかもしれないのですが、その辺はどういうことをこれからやっていくというようなお考えがあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

知事

そうですね。具体的には、県と山大医学部との話し合いの場というのは、年に1回は毎年やっていたかと思いますが、やはり今回のことについてしっかり検証をして、将来に向けて連携を密にできるようにしていくことが大事だというふうに思います。

記者

ちなみに、どういったところを検証したいというふうにお考えなのでしょうか。

知事

そうですね、経営健全化計画案というものを考えて、それをご説明しに行ったというような経緯があったと聞いておりますけれども、そのやり取りというようなこともね、しっかりとどういうことだったのかというようなこともお聞きしながら、検証したいというふうに思います。

記者

朝日新聞の星乃です。いつもお世話になっております。私から2点お尋ねしたいと思います。

秋田県で再調査が始められたイービス・アショアの関係ですけれども、山形県もですね、予備的調査の対象地になっているというふうに報道されております。

そこで、知事のもとにですね、現時点で国のほうからどのような要請が来ているかということと、今回のその再調査に関する知事のご所見をお尋ねします。それが1つ。

もう1つは、次の知事選でですね、自民が「対抗馬、必ず出します」というようなお話がこの間の県連であったと思うのです。そのご発言についてですね、どのように受け止められるかということ、この2つお尋ねします。

知事

はい。まず1点目であります。イージス・アショアの配備に係る再調査についてですね。

防衛省が進めている、イージス・アショアの配備計画につきましては、今年の5月に公表された調査結果に誤りが判明したため、再調査を行うこと、また、調査対象に県内4か所の国有地が含まれているというふうに聞いているところです。

これ以上のことはお聞きをしておりませんので、私に話は今のところ来ておりませんので、現状におきましては、私から申し上げることがないところであります。

2点目ですけれども、知事選ということではありますが、そうですね、私も報道で初めて知りましたので、「ああ、そうなのか」というふうに受け止めたところでございます。

現在、現職にある私でありますけれども、再来年の1月だと思っておりますけど、それに向けての準備をなさるのかというふうに思ったところです。

その報道で初めて知ったので、本当に「そうなのか」というふうに受け止めたところであります。

記者

それ以上は、特にご所見は。

知事

そうですね、それ以上と言いますか、まず、私がですね、出るとか出ないとかいうようなことよりも、まずとにかく目の前、いろいろな課題が山積しておりますので、そのことを、目の前の公務をしっかりとやらなきゃいけないと思ったところです。

いろいろなことがありますし、また、10月には消費税アップということもありますしね、あと、経済情勢では米中の摩擦がますます激化していくとか、それがやっぱり県内にどういった影響があるかとか、本当に心配なことがたくさんあります。あと、目の前を申せば議会も間近でございますので、しっかりと公務をこなしていきたいと思っております。

記者

イージス・アショアで1点だけもう一度聞かせてください。

県内4か所の国有地が含まれていると聞いているということですが、どのような国有地で、これにいつからその調査がどのように入るというようなお話は今来てますでしょうか。

知事

私のところには全くお話が来ておりませんので、ちょっと担当にも聞いてみたいと思います。

防災くらし安心部次長

防災くらし安心部次長の橋本でございます。

この件につきましては、先ほど知事からお話もありましたとおり、県内に4か所の候補地があるということ、あと、その再調査を行う際、必要な事項について県側に照会する場合もあるので、あらかじめお知らせするというようなことで8月28日にお話ございましたけれども、それ以上の説明等はございません。以上でございます。

記者

現時点で知事のお立場として、この再調査には賛成、反対、どちら、というふうな。

知事

そうですね、誤りがあったということでありますので、再調査は致し方ないのかなというふうには思っております。

記者

河北新報の岩田です。

前回お聞きしたのですけれども、庄内みどり農協の米販売代金訴訟を巡ってですね、農協は個人情報の漏洩ですとか提訴妨害を繰り返していて、県弁護士会からは是正勧告を受けた問題で、前回の会見で知事はですね、農協が県の指導後も助言を無視した形で今年の春頃まで組合に提訴しないよう働きかけていたことについて、担当部署から報告を受けておらず、詳細把握していないということでしたけど、その後、報告を受けられたかどうかと、あと、受けられたのであれば、指導後も続けられていたことについてどのように受け止めていらっしゃるか、教えていただけますか。

知事

はい。担当部署からの報告はあの後受けましたけれども、訴訟に関連することですので、コメントは差し控えさせていただきたいと思えます。

記者

前の会見でも申し上げたと思うのですけれども、米の販売代金の、生産を巡る訴訟だと思うのですが、提訴妨害というのはその訴訟に参加するか否かの前段階の話かと思うのですが、そこに関して知事が発言することで訴訟に影響を与えるということをお考えなのでしょうか。

知事

そうですね、影響が大きいか小さいかはともかく、影響というものは与えないほうがい

いだらうと思っております。

影響は、大きな影響があるのか小さな影響があるのかわかりませんが、できる限り訴訟に関連したことなので、なるべく影響を与えないほうがいいかなということで、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

記者

その訴訟の前段階の話をするのも司法の判断に影響を与える可能性があるかと。

知事

そうですね。やっぱり係争中でありますので、その前の段階であっても、やはり少しは影響が及ぶかもしれないという思いがあります。

記者

わかりました。あと、組合員の方からですね、8月20日にですね、再度今申し上げた問題で農協のほうに指導するように求める要望書が3回目ということですが、回答期限を過ぎても県のほうから回答がないということですが、その後どういうふうに対応していくか教えていただけますか。

知事

はい。原告団の方からJAの指導を求める文書をいただいたという報告は受けましたが、やはり訴訟に関連することでありますので、今後の対応も含め、説明は差し控えさせていただきたいと思います。

記者

提訴妨害していたかどうかとか指導をした後も続けられていたということが、どのように今の訴訟に関わるとお考えなのでしょう。

知事

どのようにと言いますか、やはり訴訟に関連していることだというふうに思っております。

記者

どの点が訴訟に影響を与えるとお考えなのですか。

知事

どの点かはちょっとわかりませんが、関連していることは間違いないと思いますので、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。